

●茨城県中小企業団体中央会

■法人概要

1. 概要

茨城県中小企業団体中央会の概要

【平成27年5月28日現在】

団体名	茨城県中小企業団体中央会	所在地	〒310-0801
設立年月日	昭和30年12月30日	本部	茨城県水戸市桜川二丁目2番35号
電話番号	029-224-8030	FAX番号	029-224-6446
ホームページアドレス	http://www.ibarakiken.or.jp		
目的	地区内における事業協同組合など中小企業組合の組織、事業及び運営の指導並びに連絡、その他組合等の健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより、中小企業の経営の合理化、経済活動の機会の確保、経営革新等を促進し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。		
事業概要	<p>1. 中小企業連携組織対策事業（茨城県補助）</p> <p>①調査・研究事業、②人材養成事業、③組合等特定分野支援事業、④連携・組織化推進事業、⑤情報提供・広報事業、⑥指導員等能力開発事業、⑦組合員等に対する支援事業、⑧指導員・職員の設置</p> <p>2. 小企業者組織化指導事業（全国中央会補助）</p> <p>3. 組合振興事業（茨城県補助）</p> <p>4. 受託事業（茨城県中小企業課、産業技術課、全国中央会）</p> <p>5. 一般事業</p>		
組織の概要	<p>会員数：555組合等</p> <p>事業規模：主な事業予算283,031千円（27年度予算）</p> <p>財源：中小企業連携組織対策事業費補助金 121,325千円（茨城県）</p> <p>組合振興費補助金 4,272千円（茨城県）</p> <p>小規模事業者指導補助金等 3,540千円（全国中央会）</p> <p>受託事業収入 130,063千円</p> <p>賦課金等収入 36,599千円</p> <p>事務代行料等 15,986千円</p> <p>事務局：常勤役員19名（うち補助対象指導員17名、職員2名）</p>		
役員概要	<p>名誉会長：幡谷 祐一（茨城県信用組合会長） /（非常勤）</p> <p>会長：渡邊 武（茨城県信用組合理事長） /（非常勤）</p> <p>副会長：阿部 真也（水戸工業協同組合理事長） /（非常勤）</p> <p>“：宇田川 仁一郎（茨城県石油業協同組合理事長） /（非常勤）</p> <p>“：溝口 輝明（茨城県鍍金工業組合理事長） /（非常勤）</p> <p>理事：協同組合等の理事長32名で構成 /（非常勤）</p> <p>監事：協同組合等の理事長5名で構成 /（非常勤）</p> <p>専務理事：岩間 伸博 /（常勤）</p> <p>事務局長：高安 道雄</p>		
主な公式行事（定例行事）	①理事会・通常総会 ②専門委員会 ③賀詞交歓会		
中央会の特色	<p>県内唯一の中小企業連携組織の専門支援機関として、組合支援活動の中核をなす巡回訪問等を通じて、組合等の現状把握を徹底するとともに、個々の組合に対して新たな事業展開や新分野進出等の活性化策、事業再構築、情報通信技術活用、新事業等の提案、支援、指導等を行っている。</p> <p>また、県の産業振興施策に沿いつつ、東日本大震災の被災事業者並びに福島原発事故被害事業者の復興支援、人材の確保・育成事業等の施策に積極的に関与し、推進しているほか、中小企業対策等に関する政策提言・要望活動、広報活動などにも積極的に取り組んでいる。</p> <p>さらに、県内経済4団体で構成する茨城産業会議の一員として、本会の事業領域に止まらず、県内の重要な産業経済問題については共同してこれに取り組み、本県産業界に対する行動指針を提起するとともに、重要な問題については意見を具申して県内中小企業及び中小企業団体の活性化を図っている。</p>		
今後の中央会の方向性	<p>組合等の連携組織を通じて、地域経済の活性化を支援するため、連携組織づくりや運営支援をはじめ、多様な連携組織への支援や、創業に向けた企業組合制度の活用及び普及に努めることにより、本県県勢の発展振興に寄与していく方針である。また、個々の事業者による経営革新のほか地域資源の活用、ものづくり支援、農商工連携等の中小企業の連携やネットワーク形成のためのコーディネート機能の拡充強化にも積極的に取り組んでいく。</p>		

■指摘又は意見

1. 退職給与引当金

(1) 実施した手続

- ・ 事業内容を聞き取り，事業の有効性を確認した。
- ・ 総会資料等により財務内容を確認した。

(2) 指摘又は意見

①余剰金の発生により退職給与引当金の積立額を増減して決算することの是非

【添えて提出する意見】

年度	退職給与引当前 当期純利益	退職給与引当金	(退職給与引当 金当初予算額)	当期純利 益
平成24年度	1,469,160	992,000	(1,851,000)	477,160
平成25年度	3,243,725	2,750,000	(2,000,000)	493,725
平成26年度	7,183,748	6,500,000	(3,000,000)	683,748
平成27年度	9,500,000	9,500,000	(9,500,000)	0

※平成27年度は現行年度のため退職給与引当金は当初予算額を記載

直前3年度における退職給与引当金の計上額（平成27年度は現行年度のため予算額である）は、いずれの年度も当初予算額と決算額が異なっている。上記表の通りに平成24年度においては859,000円減額、25年度には750,000円増額、26年度には3,500,000円の大幅増額へと変更している。これは拠出金計上前の余剰金の多寡に応じて、期末に行われる理事会において予算を補正することにより積立金拠出額を増減しているためである。当中央会の退職積立金は要支給額満額には達しておらず、積むだけの余裕のある年度に積み増しをしていくことが必要とのことである。しかしながら、このように積立金を増減することは、単なる決算の利益調整のように見え、大きな余剰金を出すことを懸念して、多く残さないよう最終余剰金を調整しているともとれる。

もとより職員退職給与の積立額については、将来の費用が確実に発生することが確実な費用について見積額を引当て計上するものであり、翌期末時点の退職金要支給額の年間の増加分等を計算したうえで予算建てし、特別な事由がない限りその金額を毎年粛々と積み立てることが望ましい。

第4章 監査結果等項目別一覧

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
1	全般的事項	—	茨城県の産業支援機関のあり方	意見
2	産業政策課	新事業創出拠点設置運営事業費	補助金交付要項の見直しについて	意見
3	産業政策課	新事業創出拠点設置運営事業費	補助事業費用の検討について	意見
4	産業政策課	国際経済交流促進事業費	仕様書の不備について	指摘
5	産業政策課	産学官研究交流促進事業費及び成長産業振興プロジェクト事業費	随意契約による事業の事業評価の徹底について	意見
6	産業政策課	県内中性子利活用促進事業費	PDCA サイクルの実施について	意見
7	産業政策課	中小企業海外展開プロジェクト事業費	仕様書のチェック体制について	指摘
8	産業政策課	あらたな産業の創出育成支援事業費	適切な評価指標・チェック項目の設定によるタイムリーな評価と情報提供について	意見
9	産業政策課	あらたな産業の創出育成支援事業費	新ファンド組成にあたっての「いばらきベンチャー企業育成ファンド」評価結果の反映について	意見
10	産業政策課	あらたな産業の創出育成支援事業費	民業圧迫懸念に対する対応	意見

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
11	産業政策課	中小企業融資資金貸付金	損失補償納付金の一部控除	意見
12	産業政策課	中小企業融資資金貸付金	活用度の低い融資制度	意見
13	産業政策課	中小企業融資資金貸付金	預託金方式から利子補給方式への移行	意見
14	産業政策課	設備資金貸付金費	延滞債権についての情報開示	意見
15	産業政策課	設備資金貸付金費	不納欠損処分必要性	指摘
16	産業政策課	設備資金貸付金費	延滞債権等の報告不備	指摘
17	産業政策課	計量検定所運営費	委託事業の今後のあり方と課題の識別について	意見
18	産業技術課	中小企業テクノエキスパート派遣事業費	事業効果の測定及び分析	意見
19	産業技術課	いばらき知的財産戦略推進事業費	事業効果の測定・分析と中小企業に対する指導	意見
20	産業技術課	ものづくり産業マッチング支援事業費	ビジネスコーディネーターとの秘密保持契約締結の指導	意見
21	産業技術課	試験研究指導費	機器購入にあたり落札価格の低減への努力の必要性	意見

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
22	中小企業課	中小企業総務費	権限移譲事務に対する事務費交付	意見
23	中小企業課	商店街等復興応援事業費	事業効果の測定	意見
24	中小企業課	運輸事業振興費	適正な決算書作成の指導	意見
25	中小企業課	小規模事業支援助成費	インセンティブ制の導入の検討	意見
26	中小企業課	小規模事業支援助成費	人件費の低減努力等	意見
27	中小企業課	商工団体等助成費	支給基準の明文化	意見
28	中小企業課	中小企業組織化支援助成費	事業効果の測定	意見
29	中小企業課	中小企業団体中央会助成費	補助金額算定根拠の提示	意見
30	中小企業課	中小企業団体中央会助成費	実績報告書に対する検査等の実施及び事業効果の測定	意見
31	観光物産課	外国人観光客受入体制整備事業費	嘱託期間終了後の研修生の状況把握について	意見
32	観光物産課	外国人観光客誘客促進事業費	茨城県観光物産協会との委託契約について	意見

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
33	観光物産課	地域資源活用誘客促進事業費	事業見積書・実績報告の精査について	意見
34	観光物産課	地域資源活用誘客促進事業費	成果の確認について	意見
35	労働政策課	市町村等緊急雇用創出事業費	緊急雇用創出事業等実績報告書の報告事項	意見
36	労働政策課	大卒等未就職者人材育成事業	受託事業者との委託契約について	意見
37	労働政策課	起業支援型地域雇用創業事業費	事業見積書・実績報告の精査について	意見
38	労働政策課	育児・介護休業者生活資金貸付事業費	貸付金制度の見直し	意見
39	職業能力開発課	職業転換能力開発費	受講生の就職先と訓練内容の関連性について	意見
40	職業能力開発課	在職者訓練費	オーダーメイド型の職業訓練について	意見
41	職業能力開発課	職業能力開発協会補助	補助金交付要項の規定不備	指摘
42	職業能力開発課	ものづくり振興・人材育成事業	事業目的と事業内容の整合性について	意見
43	茨城県工業技術センター	企業への技術支援事業等	受託契約書の委託料の消費税額表示	意見

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
44	茨城県工業技術センター	企業への技術支援事業等	機密情報保護のための配慮	意見
45	茨城県立土浦産業技術専門学院	産業技術専門学院事業	証明書の発行がされない所得の確認	意見
46	(公財)茨城県中小企業振興公社	事業計画	計画について	意見
47	(公財)茨城県中小企業振興公社	ものづくり産業マッチング支援事業	ビジネスコーディネーターとの秘密保持契約の締結	意見
48	(公財)茨城県中小企業振興公社	いばらき産業大県創造基金助成金	事業化状況報告書及び収益納付額報告書の一部未入手	指摘
49	(公財)茨城県中小企業振興公社	いばらき創業塾開催事業	塾の開催日時について	意見
50	(公財)茨城県中小企業振興公社	いばらき創業塾開催事業	契約理由について	指摘
51	(公財)茨城県中小企業振興公社	中小企業海外展開支援プロジェクト事業	数値目標について	意見
52	㈱ひたちなかテクノセンター	取締役会	取締役の取締役会への出席	意見
53	㈱ひたちなかテクノセンター	取締役会	監査役の実務取締役会への出席	意見
54	㈱ひたちなかテクノセンター	監査役会	監査役会の欠員について	指摘

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
55	㈱ひたちなかテクノセンター	研究室等賃貸事業	定期的な修繕や設備更新投資に必要な資金調達計画について	指摘
56	㈱ひたちなかテクノセンター	研究室等賃貸事業	抜本的な採算構造の改善とガバナンスの見直し	意見
57	㈱ひたちなかテクノセンター	研究室等賃貸事業	駐車場整備工事に関する採算の判断について	意見
58	㈱ひたちなかテクノセンター	研究室等賃貸事業	時間貸事業に関する採算管理の取り組みについて	意見
59	㈱ひたちなかテクノセンター	人材育成事業	企画提案書の記載ミス	意見
60	㈱ひたちなかテクノセンター	人材育成事業	受講者数の集計間違い	意見
61	㈱ひたちなかテクノセンター	人材育成事業	受講者数を増加させるための取組み	意見
62	㈱ひたちなかテクノセンター	人材育成事業	経営者に対するアンケートの実施	意見
63	㈱ひたちなかテクノセンター	人材育成事業	書類保管の不備	意見
64	㈱ひたちなかテクノセンター	企業支援部事業	収益力の向上について	意見
65	㈱ひたちなかテクノセンター	ロボット技術活用調査事業（追加調査）	稟議書の決裁日未記入について	意見

No	監査対象	事業等	タイトル	結論
66	㈱ひたちなかテクノセンター	共同海外展開支援事業	追認の証跡について	意見
67	㈱ひたちなかテクノセンター	共同海外展開支援事業	事業費負担について	指摘
68	㈱ひたちなかテクノセンター	茨城県デザインセンター	帳簿等の保存	意見
69	㈱ひたちなかテクノセンター	茨城県デザインセンター	報告書に記載すべき事業費の誤認	指摘
70	㈱ひたちなかテクノセンター	茨城県デザインセンター	消費税計算の誤り	指摘
71	(一社)茨城県トラック協会	運輸事業	実績報告書（助成金交付請求書）の金額の訂正について	意見

第5章 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

1. 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状

(監査対象 商工労働部, 公益財団法人茨城県中小企業振興公社)

※監査結果の概要と監査結果に基づく措置 (平成16年から平成21年まで)

※現状 (平成26年度末基準)

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>I 補助金</p> <p>5 休廃止鉱山公害防止等工事補助金</p> <p>①補助金のコントロールができない補助対象事業の再委託 送水パイプ塗装工事等を直接業者に発注せず、設備保守委託会社に委託し、それが別の業者に工事を請け負わせていたため、書類上具体的な取引は確認できず、交付した補助金のコントロールができていない。</p> <p>②交付事業者以外の事業者に帰属している事務経費 委託先の企業の経費部分が全体経費に上乘せられて請求されている。</p>	<p>補助事業者に対し、直接発注できる案件については直接発注を行うとともに、発注の際には複数の業者から見積もりを徴取するよう効率的な補助事業の実施を指導する。</p> <p>補助事業者に対し、直接発注できる案件については直接発注を行うとともに、複数の業者から見積もりを徴取し、補助事業費の節減を図るよう指導する。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>8 商工労働部の補助金，委託料及び貸付金並びに財政援助団体の管理運営について</p> <p>①補助対象経費としての委員旅費の適切な支給 酒造組合会長の旅費については，他の委員より高額な旅費が支払われており，補助金の対象経費としての旅費としては，一律支給すべきであった。</p> <p>②一括委託による費用の低減化 ポスター・チラシの製作については，デザイン開発から印刷まで一括委託契約を行い，費用の低減を図るべきであった。</p>	<p>平成 15 年度から，直接的に利益を得る組合員に対する旅費については，組合の自己負担とし，補助対象経費から除外した。</p> <p>今後とも，契約当初から予定されていた関連性の高い業務については，一括発注を指導するなど，補助金の適正執行に努める。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>
<p>1 1 商工会等職員設置費等補助金</p> <p>①補助対象職員に係る設置基準の見直し 補助対象職員（商工会等指導員，専門経営指導員，経営指導員，補助員）の設置基準に関し，昭和 35 年から 40 年以上も改定されてい</p>	<p>平成 16 年 1 月に商工会・商工会議所の代表者と県で構成する「商工会等組織検討会議」を設置し，16 年度を目途に，補助対象職員（商工会等指導員，専門経営指導員，経営指導員，</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>ないので、その基準が時代の要請に適合しているか疑問である。</p> <p>今後の商工会のあり方を踏まえ、地域の商工業者のニーズに適合した補助対象職員の職種ごとの人数構成等の適正配置が図られるよう、その設置基準の見直しを図りつつ、補助金の減額化を検討すべきである。</p> <p>②特別研究指導費の補助対象経費からの除外の検討</p> <p>特別研究指導費については、全県的な公平性の観点から、補助金で手当されるのではなく、各商工会等の自主財源から支弁されるよう切替えるべきであり、補助金については段階的に補助対象経費から除外する方向で検討すべきである。</p> <p>13 茨城県中小企業団体中央会組合振興費補助金</p>	<p>補助員)の設置基準見直し案の策定を進めている。(平成16年6月28日付け)</p> <p>平成16年1月に商工会・商工会議所の代表者と県で構成する「商工会等組織検討会議」を設置し、補助対象職員(経営指導員、補助員、記帳専任職員)設置基準の見直しを検討し、平成17年4月1日より合併等をふまえた適正な定数配置となるよう見直した。(平成17年7月11日付け)</p> <p>特別研究指導費補助については、段階的に廃止する。</p> <p>平成16年度 1/2 平成17年度 廃止</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>①補助対象経費の十分な審査 中小企業いばらき（機関誌）の発行にあたっては、広告料収入があり自己財源で発行可能であり、補助対象経費から除外すべきであった。 補助金交付事務処理に当たって、補助対象経費等の審査を十分に行うべきである。</p> <p>1 4 茨城県中小企業団体中央会中小企業連携組織対策事業費補助金</p>	<p>広告料収入のある「中小企業いばらき」の発行については、平成 16 年度から補助対象経費から除外した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>①退職給与引当金の積立に係る適切な指導 補助対象経費の中の福利環境整備費については、退職金積立金として別建てで積み立てるよう指導すべきである。</p>	<p>退職給与引当金は、他の資金と別建てで管理するよう改めさせた。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>②不必要な変更申請 補助金の変更承認が必要ない場合の軽微な変更について、運用規定の記載内容と交付決定通知書の記載内容とで違っているので整合性を取るべきである。</p>	<p>補助金交付要項に基づき、交付決定通知書の記載内容を変更するとともに、要項に従った事務処理の徹底を図った。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>変更承認事由にあたらぬ変更承認申請が行われているので、事務負担となる変更申請は極力避けるべきである。</p> <p>15 茨城県中小企業団体中央会中小企業経営資源強化対策費補助金</p> <p>①実績の数字を確認した報告書の提出指導 一部事業に関して実績報告書上の数字と決算書上の数字に相違があるので、今後そのようなことのないよう指導すべきである。</p> <p>②県に返還不要であった補助金の適切な処理 消費税に関して、協同組合 A は簡易課税事業者であるので、本来、消費税にかかる補助金の返還は必要なかった。 返還を受けた補助金を協同組合 A に戻すべきである。</p> <p>17 茨城県商工会連合会小規模指導事業費補助金</p>	<p>実績報告書及び決算書の作成について、正確に行うよう指導した。</p> <p>総務部長通知を踏まえ、今後とも、消費税等の取扱いの適切な実施を徹底する。 協同組合 A に対し、補助金返還相当額の還付の手続きをした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>①補助対象職員の能力向上のための施策及び適格性の審査</p> <p>補助対象職員（商工会等指導員，専門経営指導員，経営指導員，補助員）の任用にあたっては，その能力や適格性を個別的，具体的に審査すべきである。また，研修等を通じ指導能力を向上させるための施策を講じるべきである。</p>	<p>補助対象職員の任用にあたっては，口頭審査，履歴書等の確認を行ってきたが，今後は，審査の充実について検討する。</p> <p>また，経営指導員等の資質の向上を図るため，中小企業総合事業団研修への派遣等に加え，「指導能力開発研修講座」を平成 16，17 年度の 2 ヶ年で実施する。（平成 16 年 6 月 28 日付け）</p> <p>補助対象職員の承認にあたっては，補助金交付要項に基づく書類審査に加え，これまでの商工業者への指導実績等を確認するなど審査の充実を図った。</p> <p>また，経営指導員等の資質の向上を図るため，指導能力開発養成講座を平成 16，17 年度の 2 ヶ年で実施するとともに，独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う各種専門研修への派遣等を引き続き実施する。（平成 17 年 7 月 11 日付け）</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>②経営指導員の具体的認定基準の作成検討</p>	<p>今後，交付要項第 5 条第 8 項の認定基準につ</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>経営指導員の資格について、交付要項第5条に定められており、そのうち第8項の規定に関し「第2号から第7号までに規定する者と同等以上の指導能力を有すると認めた者」とあり、具体的な認定基準の作成を検討すべきである。</p> <p>19 商工団体補助金</p> <p>①商工会連合会の決算収支報告様式の改正 商工会連合会の決算収支報告において、この補助事業が一般会計の中で区分掲記されていないので、別経理区分等を設けて、会費手数料等自己財源で賄う部分とは明確に分けて決算収支報告を行うべきである。</p>	<p>いては、茨城県商工会連合会と協議し明文化を検討する。(平成16年6月28日付け)</p> <p>平成17年度の「茨城県商工会連合会小規模事業指導費補助金の運用」において、資格認定の留意事項として、認定はやむを得ない場合に行うこととするが、商工鉱業の指導実務又は経営実務の経験者でない者の場合には、企業等の企画、経理、金融等の部門を専門的に担当していた者又は、簿記検定試験制度の1級合格者とするなど具体的基準を明文化した。(平成17年7月11日付け)</p> <p>補助金の使途が明確になるよう、商工会連合会に対して、決算収支報告書様式の改善を指導した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>20 商店街再生総合支援補助金</p> <p>①競争原理が働くような入札制度導入の積極的な検討 補助対象団体（商店街団体）において、3者見積りにより見積額の一番低い業者と契約を締結しているが、契約にあたっては公正の確保を第1に、厳正を期し、より多くの業者に参加機会を与え、競争原理が働くように入札制度の導入を検討すべきである。</p> <p>②契約変更を検査項目に入れた補助金検査調書への改正 補助金検査調書の検査事項に契約の変更についての検査項目が入っていない。このような場合には、変更理由を調べ、その記録を残すべきである。</p> <p>21 商工会等リーディング事業費補助金</p> <p>②倒産防止特別相談事業費の減額化の可能性の検討</p>	<p>3者見積りにより一定の競争原理は確保されていると考えるが、更に競争原理が図られるよう、平成16年度の要項において、1件の契約が100万円を超える契約については、県財務規則に準じ、なるべく5者以上の業者を選定することに改めた。</p> <p>平成16年度の要項から、補助金検査調書の検査項目の中に、契約変更の欄を追加した。</p> <p>相談予約制は、機能的であるものの社員や取引先への機密保持や効率性に問題があるが、</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>倒産防止の相談に関する相談方式を「相談日設定方式」から「エキスパート・バンク方式（専門家派遣）」のような予約制による相談方式に変更することにより、補助金支出の削減と相談者の利便性の向上に努めるべきである。</p> <p>また、謝金額の算出にあたり、1件あたりの謝金額を定めて支払うよりも、場合によっては相談に要した時間に応じ、1時間あたりの謝金額に基づき支払った方が、補助金の減額化を図れるのではないかと、その可能性を検討すべきである。</p> <p>③記帳機械化等推進事業費の減額化の努力 電子計算機のレンタルに関し、レンタル料を下げ、補助金の支出を抑えるためにも、入札方式をとるように指導すべきである。</p>	<p>相談日設定方式と比較検討のうえ、合理的な相談体制とするよう指導した。</p> <p>また、相談員の謝金については、相談体制を踏まえて、減額できないか検討するよう指導した。</p> <p>今後の電子計算機のレンタル契約にあたっては、入札方式をとる旨の報告を受けている。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>23 茨城県観光協会補助金</p> <p>①不必要な変更申請 平成15年3月に、協会職員の人件費実績に</p>	<p>補助金交付要項に基づき、変更申請の要件に</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>基づく補助金の減額の変更申請を行っているが、補助金交付要項では15%以内の変更であれば補助金変更申請は不要であり、やめるべきである。</p> <p>②合理的な基準により算出すべき補助対象経費 観光宣伝事業及び黄門まつり参加事業に係る通信運搬費や消耗品、印刷製本費について、補助対象事業毎に処理すべき部分を、会計原簿上「管理費」として一括計上しているが、これは事業経費として計上すべきである。</p> <p>③役員報酬は理事会の議決事項 (社)茨城県観光協会定款では、常勤役員の報酬に係る決定は理事会の議決を経て会長が定めることとしており、理事会議決事項として予算とは別議案で理事会に諮るべきである。</p> <p>④交付要項に規定されている限度を超えた</p>	<p>該当するもののみを対象に処理するよう徹底する。</p> <p>事業経費の処理については、補助対象事業ごとに区分して行うよう指導を徹底する。</p> <p>役員報酬に関する議案については、個別議案として理事会に提案するように指導した。</p> <p>交付要項に基づいた概算払いとなるよう、適</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>概算払い 補助金交付要項では交付決定額の 90%を限度として概算払いができることとしているが、平成 14 年度の概算払いについてはこれを超えた概算払いが行われており、十分な審査が必要である。</p> <p>2 4 茨城県労働者福祉協議会補助金</p> <p>①実績報告に対する不十分な審査 事業実績報告書の数値の根拠が明らかではなく、当協議会への包括的経費補助になっている。 また、県も当該補助金の実績報告に対する審査を怠っている。</p> <p>②補助対象事業の規模に見合った上限補助金額 交付要項の上限補助金額については、補助対象事業の規模に見合った額とすべきである。</p> <p>3 0 社団法人茨城県シルバー人材センタ</p>	<p>正に処理する。</p> <p>補助対象経費には補助対象事業に要した経費のみを計上するよう指導した。 また、事業実績報告については、適正に審査する。</p> <p>補助金交付要項では、補助率を2分の1以内とし、毎年、補助対象事業の規模を考慮して補助限度額を設定している。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>一連合会補助金</p> <p>①補助対象経費の見直しと補助金減額化の検討 本補助金の終期（見直し時期）である平成17年度において正味財産残高を見極めた上で、補助金の補助対象経費の見直し、その減額化を含めて検討すべきである。</p>	<p>平成17年度において、補助対象経費の見直し等を含めて補助金額について検討する。（平成16年6月28日付け）</p> <p>○補助対象経費の見直し 補助対象経費の中の備品費については、従来単価50万円までのものを対象としていたが、平成17年度から、備品費の限度額を30万円とし、高額と考えられるような備品購入を行わないようにした。（平成17年7月11日付け）</p> <p>○補助金減額化 県は市町村シルバー人材センターの運営を助成している市町村に対し補助しているが、平成14年度に補助制度の見直しを行った結果、補助期間を5年間としたうえで、補助金の減額化を実施しているところである。 一方、高齢化が進行し高齢者の就業機会の確保が重要視されるなか、市町村シルバー人材</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>②補助対象事業者における補助対象経費の節減努力 応接4点セット購入代としての352,400円の支出は、補助金からの支出にしては高めの金額である。</p> <p>③会計処理 ア応接セットの「什器備品」としての適切な資産計上 応接4点セットを什器備品として資産計上すべきである。 イ振り込まれていない補助金の適切な計上</p>	<p>センターの会員は増加し、事業も拡大傾向にあり、指導機関であるシルバー人材センター連合会の役割は増加している。</p> <p>県は財政事業を踏まえ、県からの補助金限度額を下回る金額を補助し、健全な運営を図るよう指導しているところであり、今後も連合会に対し効率的な運営と事業の実施を図るよう指導していくこととしている。(平成17年7月11日付け)</p> <p>補助対象経費は、必要最小限の経費に抑えるよう指導した。</p> <p>適切な会計処理を行うよう指導した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>平成 15 年 3 月 31 日現在，普通預金に振り込まれていないものは，貸借対照表・財産目録の普通預金には計上せず，未収入金として計上すべきである。</p> <p>3 1 雇用開発協会補助金</p> <p>①時代に適合しない就職ガイドブックの発行取り止め 掲載内容が時代にそぐわない「大学生の就職ガイドブック「茨城の企業」」の発行は取り止めるべきである。</p> <p>②求人就職のミスマッチ対策等への方向転換 情報提供事業等について，全般的な見直しを行い，高度情報時代に適合したマッチング事業等への一部方向転換を行うよう指導すべきである。</p>	<p>若年者の就職意欲の早期醸成を図る必要から，ガイドブックの対象をこれまでの大学生から高校生に切り替えて，『Work Guidance 社会人となるためのはじめの一步』として衣替した。県内の高校 2 年生全員に配付。次年度のガイドブック作成に向け，アンケート調査の実施や，高校生の職業意識やニーズの把握を行い，内容の充実化を図ることとする。</p> <p>平成 15 年度から事業主への広報については，年 3 回発行の障害者雇用対策用情報誌「いばらき障害者雇用のひろば」及び年 4 回発行の高年齢者雇用対策用の情報誌「いばらき雇用開発」の 2 誌の内容を充実した上で一本化を図り，新たに季刊「雇用の輪」とし，若年者</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>③適正でなかった実績報告書の記載 高年齢者雇用促進等の事業について、実績報告書に適切な記載をするよう指導されたい。</p> <p>④雇用ガイドブックの改善 女性雇用ガイドブック「女性を雇用する事業主のみなさんへ」の対象とする目的をはっきり定め、補助金の有効活用に向けて、内容構成と整理するよう指導されたい。</p> <p>3 2 職業能力開発協会費補助金</p> <p>①正しい収支決算書と損益計算書の作成指導 会計処理に関し、退職手当積立金の引当及び固定資産の減価償却に係る決算書類の作成に誤りがあるので、正しい収支決算報告書及び損益計算書を作成するよう指導すべきで</p>	<p>やリストラに伴う中高年層への対応をも考慮した幅広い情報提供を行った。</p> <p>高年齢者の雇用契約については、セミナーの開催等を今後も積極的に推進していくこととし、事業の終了後は、適切な実績報告をするよう指導した。</p> <p>女性雇用ガイドブックの対象と目的を明確にした上で、効果的な情報誌の作成を心がけるよう指導した。</p> <p>収支決算報告書等の作成に当たっては、会計処理規程に基づき適正な会計書類を作成するよう指導した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>ある。</p> <p>3.3 認定訓練助成事業費補助金</p> <p>①補助金交付先施設の適格性維持のための指導の改善 補助金交付先の職業訓練法人において、組合登記令で定める資産総額の変更登記を怠っていたところがあり、業務指導が不十分であるといえるので改善を要する。</p> <p>3.4 補助金における消費税等の取り扱い</p> <p>①適切な消費税等の取り扱い 通常、交付先においては事業年度が始まる時において、消費税の申告書の方法は決まっているので、補助金交付時点においてわかるはずである、消費税の申告方法について確認し、減額できるか確認すべきである。</p> <p>II 委託料</p>	<p>法令に基づく適正な事務処理を行うよう、平成16年3月に文書により指導した。</p> <p>総務部長通知（平成15年4月1日付け財第176号）を踏まえ、今後とも消費税等の取り扱いの適切な実施を徹底する。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>1 離転職者訓練委託</p> <p>①離転職者就職率のアップにつながる訓練コースの設定 離転職者訓練は、訓練受講者の就職にかなり貢献していると考えられるが、本県より有効求人倍率が低くかつ訓練受講者数が多くても本県より就職率が高い道県があることから、訓練コースの設定を更に充実し、離転職者訓練の就職率アップにつなげられたい。</p> <p>②機動的に対応できる訓練コース実施時期</p>	<p>訓練コースの設定に当たっては、職業安定機関等関係機関との連携を密にし、求人・求職状況を反映したコース設定を行う。</p> <p>具体的には、求人の多い職種に対応した訓練コースの新設、増設を行う一方、求人が少なく就職率の低いコースを廃止、縮小を行い、離転職者の早期再就職に有効な訓練コースを設定して就職率の向上を図る。</p> <p>また、就職率の向上には、就職支援施策の実施も重要であり、引き続き巡回就職支援指導員を配置し、訓練委託先を巡回して、訓練受講者に対する相談、求人情報の提供等を行い、訓練受講者の就職支援を行う。</p> <p>さらに、職業安定法の改正により、平成 16 年度から地方自治体においても実施可能となった無料職業紹介事業を行う「いばらき就職支援センター」を活用し、訓練受講者の就職率の向上を図る。</p> <p>職業安定機関等関係機関との連携を密にし、</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>訓練全体の一定部分（1～2割程度）については、その実施時期を流動的とし、雇用情勢等の変化に機動的に対応できるよう考慮すべきである。</p> <p>③公正かつ適正な価格での委託契約の締結 特殊な訓練コースや国からの委託分を除いて、委託契約は原則通り一般競争入札方式で行い、合理的な理由により随意契約になる場合であっても、複数の業者からの見積もりを取って、公正かつ適正な価格で契約が締結されなければならない。</p> <p>3 商店街実態調査業務委託</p>	<p>年度途中における雇用失業情勢や人材ニーズの変化等に機動的に対応した訓練を実施する。</p> <p>具体的には、これまでの年度途中における訓練の追加実施に加え、年度当初に計画した訓練コースの実施時期の変更等により、必要な時期に必要な訓練を実施できるよう対応する。</p> <p>また、日頃から、委託訓練実施可能な民間教育訓練機関等を把握し、機動的対応が図れるように努める。</p> <p>特殊な訓練コースや国からの委託分を除いた訓練コースについては、地域的に訓練受託が可能な民間教育訓練機関が複数ある場合には、複数者による見積合せの随意契約あるいは競争入札方式を導入し、公正かつ適正な価格での契約締結を図る。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>①一般競争入札での業者選定の検討 指名競争入札により委託業者を選定しているが、今後は一般競争入札が不相当とされる理由が不明確な場合は、一般競争入札での業者選定を検討すべきである。</p>	<p>今後は調査内容等に応じ、指名競争と一般競争の適確性を比較検証のうえ、具体的理由を明示し、入札方法を決定する。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>②指名業者選定のための合理的なルールづくり 指名業者選定のための合理的なルールづくりが必要であり、実際の選定業務は発注担当者以外の者が行うことが必要である。</p>	<p>指名業者は、より合理的な基準により選定する。 また、選定事務については、相互牽制機能が働くよう、発注担当者以外が行う。(平成 16 年 6 月 28 日付け) 指名業者選定に当たっては選定基準を明確にするとともに、業者選定業務は発注担当者以外の者が行うこととした。(平成 17 年 7 月 11 日付け)</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>③調査結果の有効利用の確認 調査の結果がどのような施策に活かされたのかまとめ上げ、調査が有効に活用されていることを確認できるようにしておくことが必要である。</p>	<p>調査結果は、施策の見直し等に活用しているが、今後は、事業成果としてその経過を記載しておくとともに、予算要求の根拠資料として活用する。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>7 伊師浜国民休養地管理委託</p> <p>①予定価格設定方法の改善 管理委託料積算に係る参考見積徴取者が契約者と同じ財団法人Iであるため、予定価格が有効に機能していない。積算業務は県内部で行うべきであり、やむを得ない場合は競争入札参加者以外に依頼すべきである。</p> <p>②委託先選定方法の改善 委託先の選定は、数年度にわたる業務のため一貫性が必要という理由で財団法人Iとの一者随契としているが、受託事業の大部分を再委託している等の状況から見て、当該事業は一般競争入札により委託契約を締結すべきである。</p> <p>8 観光客動態調査</p> <p>①帳簿上正確に集計した委託費用 M市算出の委託料と帳簿集計の支出金額に差</p>	<p>平成16年度から3者から参考見積を徴取して、コスト比較を行い予定価格を設定した。</p> <p>休養地内の日常の巡回監視が安全管理上最も必要であることから、安全管理の徹底と低コストを図るため、休養地内に常駐している財団法人Iとの随意契約が合理的である。</p> <p>M市に対し、正確な集計並びに帳簿類の保存を指導した。他の市町村に対しても、平成16</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>があった。単純な帳簿集計ミスのため問題はないと思われるが、今後は正確に集計される必要がある。</p> <p>②調査費用の一部の市町村負担の検討 毎年実施している本調査は、委託先の市町村においても観光客の動態を自ら把握でき、観光施策に活かせる等のメリットがあるので、調査費用の一部負担を求める方向で検討すべきである。</p> <p>15 産学官研究促進事業委託</p> <p>①特に注意が必要な委託先の選定 積算金額と契約金額が同額である場合には、他社から見た場合に除法漏洩の懸念も生ずる可能性もあるため、特に注意を要する。</p> <p>②委託調査の必要性、内容の検討等 調査が本当に必要なものなのか、調査目的に対して調査内容は適正なのかをよく検討し、また、調査内容に対して委託金額が適正に算</p>	<p>年度の動態調査説明会において同趣旨の依頼を行った。</p> <p>市町村によっては費用付加しているが、平成16年度は、市町村に対して新たな分析サービス方法を付加し、市町村にもその効果が目に見える形にすることで、将来の費用負担に際しても十分な理解が得られるよう努める。</p> <p>今後とも、県の積算金額・予定価格については、契約事務を行う段階で改めて精査し、適正な契約金額の設定を行う。</p> <p>今後とも、調査の必要性、目的、内容を十分に検討するとともに、委託金額が適正に算定されるよう事業の執行に努める。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>引き続き検討すべき点が認められ、当該事項に対する意見を提出した。参照先は産業政策課の産学官研究交流促進事業費及び成長産業振興プロジェクト事業費である。</p> <p>引き続き検討すべき点が認められ、当該事項に対する意見を提出した。参照先は産業政策課の産学官研究交流促進事業費及び成長産業振興プロジェクト事業費である。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>定されるよう注意すべきである。</p> <p>16 庁舎警備業務委託</p> <p>①委託先の決定方法の見直し及び複数年度契約の検討 契約上、通報機類は業者負担で撤去する旨を明記したうえで、複数業者の見積もりにより委託先を決定すべきである。 長期的な費用低減の観点から、複数年度の委託を検討すべきである。</p> <p>17 庁舎清掃業務委託</p> <p>①予定価格と同額の契約価格 予定価格と契約価格が同額であるのは、不自然である。</p> <p>②委託内容の簡素化 委託料の削減という視点から見ると、清掃回</p>	<p>16年度から、通報機類の設置撤去費用を業者負担とする旨を契約書に明記し、複数業者から見積もりを徴し、委託先を決定した。 また、単年度契約でも複数業者の見積りの徴取で、費用低減が可能であり、16年度は20%の節減を図った。</p> <p>今後とも複数業者から見積りを徴するとともに、16年度は、予定価格の積算方法の見直しを行い、44%の節減を図った。</p> <p>16年度は、清掃回数、清掃箇所を減するなど、発注仕様書の見直しを図った。</p>	<p>措置状況を確認した。現在では、一般競争入札かつ5年間の複数年契約とすることに改善している。</p> <p>措置状況を確認した。現在では、複数者から見積もり入手しており、また、管財課で作成している標準単価を参考に積算を行っているので、予定価格と契約金額が一致することはない。</p> <p>措置状況を確認した。なお、委託内容について見直しを行っている。具体的には、職員の</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>数や清掃箇所の減など委託内容の簡素化が可能である。</p> <p>27 観光情報提供システム整備事業委託</p> <p>①次年度以降の保守料を含んだ入札の実施 当契約は単年度契約であるが、コンピュータプログラムの独自性から次年度以降の保守契約についても同一事業者と契約することとなる。本来、保守は内部で行われるのが望ましいが、毎年同じ業者に保守を委託する場合は、次年度以降の保守料を含んだうえで入札すべきである。</p> <p>29 デザインセンター事業委託</p> <p>①デザインセンター設置の必要性の検討 センターの有効活用を促進するため、県内の中小企業に対し、デザインの向上の重要性など、デザインセンターの告知活動を行う必要があるが、それでも利用者が増えない場合に</p>	<p>平成 16 年度から、3 年程度を管理委託協会の中で、単年度契約を行うこととして競争入札を実施する。</p> <p>今後とも、パンフレットの配布やホームページの情報発信、商工会議所等との連携、企業展示会などへの相談窓口の設置などにより、一層の PR を行うほか、デザイン相談者の成功事例を創出し、製品開発などのプロセスに</p>	<p>席については自分で清掃する、また、あまり使わない部屋の清掃頻度を減らす、といった見直しを行い、委託料低減を図っている。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>は、撤退も検討すべきである。</p> <p>3.5 庁舎内清掃業務委託</p> <p>①恣意性が介さない委託業者の選定 指名業者を選定する基準に合理性があるとは考えられず、庶務係が行う等恣意性が介さない方法を採用すべきである。</p> <p>3.6 構内清掃業務委託</p> <p>①恣意性が介さない委託業者の選定 委託内容がまったく同じで、13年度に予定価格が引き上げられ、2年続けて同額で落札している。 予定価格を引き上げる理由が存在しない上、予定価格と入札額が2年連続して同額であるということは通常考えられず、指名業者の選定は庶務係が行う等恣意性が介さない方法を採用すべきである。</p>	<p>おけるデザインの重要性をわかりやすく中小企業者にアピールすることで、利用者の増大を図る。</p> <p>これまでも委託業者の選定にあたっては、庶務業務を所管する管理部が行っているが、今後とも業者の選定はより合理的な基準に基づき実施する。</p> <p>これまでも委託業者の選定にあたっては、庶務業務を所管する管理部が行っているが、今後とも業者の選定はより合理的な基準に基づき実施する。 なお、16年度は、委託内容の仕様等の見直しを行い経費の削減を図った。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>3.7 構内警備業務委託</p> <p>①委託先の決定方法の見直しと複数年度委託の検討 今後は、契約上、契約満了時には通報装置を受託者負担で撤去する旨を記載した上で、複数業者から見積りを取り、委託先を決定すべきである。 また、長期的な費用低減の観点から、複数年度の委託も検討すべきである。</p> <p>3.8 各種保守委託</p> <p>①費用の低減化と解約方法の見直し 保守契約と実費を支払った場合を比較検討し、いずれか少ない方を採用し、保守を行う場合は、年度更新時に保守料の値下げ交渉を行う必要がある。</p>	<p>16年度は、通報装置の設置・撤去費用を受託者負担としたうえで、入札を実施した。 また、単年度契約でも、複数業者から見積もりを徴取し、費用節減を図る。なお、今後5年毎に競争入札を行う。</p> <p>保守料金とスポット料金の費用比較は行ったが、試験研究用の設備・機械については、事故や故障があったからでは研究に大きな支障となることから、計画的に保守管理を行う必要がある。 なお、年度更新時には、保守料の値下げ交渉を強化する。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>4 6 庁舎清掃業務委託</p> <p>①入札業者の選定方法の見直し 毎年同じ業者での入札となっており、競争が制限されているため入札業者の入れ替えを行うべきである。</p>	<p>平成 16 年度は、営業所の所在地にかかわらず、広く県西地区を取引の希望先とする業者を対象とするなど、毎年同じ業者とならない業者選定を行った。</p> <p>また、平成 16 年度の委託内容を見直し、委託料の削減を図った。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>4 7 庁舎警備業務委託</p> <p>①特定の業者の長期業務独占の見直し 契約等において、契約満了時には、通報装置を受託者負担で撤去することを明記することも検討すべきである。</p> <p>複数年契約を前提とした入札を定期的に行い、契約金額及び契約業者の見直しを図り、契約価格を抑えていく事も検討すべきである。</p>	<p>平成 16 年度は、通報装置の設置・撤去費用を受託者負担としたうえで、見積り徴取をした。</p> <p>また、平成 16 年度の委託内容を見直し、委託料の削減を図った。</p> <p>なお、今後は 5 年毎に競争入札等を行う。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>②原契約に係わる資料の適正な保管 当初の原契約に係る書類も引継ぎ資料とし</p>	<p>契約関係書類に係る文書の保存期間を経過した場合でも、現在保管されている書類につ</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>て保管しておくべきである。</p> <p>4 8 空調設備保守点検業務委託</p> <p>①契約金額及び契約業者の見直しの検討 予め前年契約価格を公表することにより、広く業者を募ったあとで、業者を絞り込み見積り合わせを実施する等の工夫を必要である。複数年契約を前提として指名競争入札等実施することにより、契約金額及び契約業者の見直しを図ることも検討すべきである。</p> <p>②原契約に係わる資料の適正な保管 当初の契約に係わる書類も引継ぎ資料として保管しておくべきである。</p> <p>4 9 構内管理業務委託</p> <p>①時点間修正がされていない形式的な積算 見積価格の積算にあたり、参考として資料の</p>	<p>いては、今後経過がわかるよう引き継ぐことにした。</p> <p>県財務規則に基づき、2者以上から見積もりも徴取して行ってきたが、平成16年度は、見積り提出依頼時に予め前年計画価格を提示し、委託料の削減を図った。 また、単年度契約でも、複数業者から見積りを聴取し、費用削減を図る。</p> <p>契約関係書類に係る文書の保存期間を経過した場合でも、現在保管されている書類については、今後経緯がわかるよう引き継ぐことにした。</p> <p>平成16年度は、予定価格の設定にあたり、最も近時の参考資料による実勢価格の把握</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>時点間修正がされず形式的となっている。</p> <p>②見積り合わせ業者選定の見直し 毎年同じ業者での入札となっており、競争の制限されているため入札業務の入れ替えを行うべきである。</p> <p>50 廃水処理施設維持管理業務委託</p> <p>①特定の業者による委託業務の独占の見直し 予定価格に対する決定価格の割合が100%であることから、コスト抑制が、有効に働いていない。毎年1社ずつ業者の入れ替えをしているが、契約金額、業者に変更がみられないことから業務が特定の業者に独占されている可能性がある。</p> <p>②見積り合わせ業者の選定理由が不明瞭 委託業者の選定についての①近在に営業所</p>	<p>に努め、積算した。</p> <p>平成16年度は、営業所の所在地にかかわらず、広く県西地区を取引の希望先とする業者を対象とするなど、毎年同じ業者とならない業者選定を図った。 また、平成16年度の委託内容を見直し、委託料の削減を図った。</p> <p>平成16年度は、最も近時の参考資料により予定価格を積算するとともに、業者の入れ替えと業者数の増を行った。</p> <p>平成16年度は、登録業者の中から業務の効率性・地域性等の精査し、業者の入れ替えと</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>等があること②他で実績がある③不信用・不誠実な実績がないことを理由に選定しているが不明瞭であり具体性に欠ける。広く業者を募ることにより見積り合わせ自体に刺激を与えることも検討すべきである。</p> <p>5 1 構内交換電話設備保守点検業務委託</p> <p>①見積り合わせの形骸化 契約価格に関しては、ある程度コスト抑制効果が働いているが、見積り合わせ自体が形骸化している。</p> <p>②見積り合わせ業者の選定理由が不明瞭 委託業者の選定について①近在に営業所等があること②他で実績がある③不信用・不誠実な実績がないことを理由に選定しているが不明瞭である。</p> <p>5 2 庁舎清掃業務委託</p> <p>①入札制度の形骸化の可能性</p>	<p>業者数を増やすなど、競争性が確保されるよう業者の選定を行った。 この結果、契約金額の削減効果があった。</p> <p>平成 16 年度は、最も近時の参考資料により予定価格を積算するとともに、業者の入れ替えを行った。</p> <p>登録業者の中から業務の効率性・地域制等を精査し、業者の入れ替えと業者数を増やすなど、競争性が確保されるよう業者の選定を行った。</p> <p>平成 16 年度は、最も近時の参考資料により</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>落札価格が予定価格に極めて近い価格になっており、落札業者もすべて同じ業者であるため、指名競争入札が形骸化している。</p> <p>②入札業者の選定自体が不明瞭 業者の選定にあたって業者選定委員会が開催されているが①清掃管理の役務提供資格者である②近在で信用がある③実績があるなどの理由にしているが不明瞭である。落札業者は官公需適格組合であり、従業員数が2名と少なく、指名競争入札業者として適切か疑問である。 また、官公需適格組合とその会員を入札業者に指名することに弊害がある。</p> <p>5.3 設備運転保守管理業務委託</p> <p>①入札制度の形骸化 予定価格と契約価格に若干の幅がありコスト削減効果が見られるものの、指名競争入札業者の選定に工夫が見られず、入札が形骸化している。</p>	<p>予定価格を積算するなど、より競争性のある入札を行った。この結果、コストの削減効果があった。</p> <p>平成16年度は、指名競争入札業者の入れ替えを行い、官公需適格組合とその会員を重複しないよう事前に調査し指名競争入札を実施した。</p> <p>平成16年度は、業者の入れ替えによる指名競争入札を実施した。この結果、コストの削減効果も得られた。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>②再委託から分割委託への検討 再委託と直接委託の委託料の比較を行ったうえで、より効率的な委託方法を検討するべきである。</p> <p>5.4 庁舎警備業務委託</p> <p>①特定の業者による委託業務の独占の見直し 前年度契約額を予定価格として見積り合わせを行ったうえで、最も低い価格を提示した業者と随意契約しているが、業務の特殊性から業者を変更することが事実上難しくなっているという問題があり、特定の業者に業務が独占されてしまう弊害があることから、契約満了時には通報装置を受託者負担で撤去する旨を明記するなどにより、弊害を抑えることも検討すべきである。</p> <p>②原契約に関わる資料の適正な保管</p>	<p>平成 16 年度は、直接委託と再委託のコストの検討を行い、一括委託から 4 項目に分割委託したことにより、委託料の節約と委託業務の効率性が図られた。</p> <p>平成 16 年度は、通報装置の設置・撤去費用の受益者負担としたうえで、見積り徴取を行った。</p> <p>契約関係書類に係る文書の保存期間を経過</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>当該契約について、ここ数年金額及び業者の変更がないことから当初の経緯がわかる資料が残っておらず、契約価格の妥当性が検証できない。</p> <p>6.6 総括指摘事項</p> <p>①委託の契約方法の見直し 委託の契約方法で、指名競争入札の理由のすべてが一般競争入札が不適当とするものであるが、個別契約の内容をみるとその理由は十分といえない。また、随意契約によった理由のうち、競争入札が適さないとするものには、その合理性のないものが散見される。安易に指名競争入札や随意契約を選定することのないよう十分な検討が必要である。</p> <p>②委託業者選定に当たっての全庁的な制度の構築 予定価格の基礎資料として積算される積算価格算定業務について、課内の一定部署、たとえば庶務係が同じ課内の全ての積算業務</p>	<p>した場合でも、現在保管されている書類については、今後経過がわかるよう引き継ぐことにした。</p> <p>委託契約は、地方自治法や財務規則に基づいて行っているところであり、今後とも随意契約、指名競争契約を採用する場合には、合理的な理由を明確化する。</p> <p>予定価格の基礎資料となる積算価格の算定事務については、庶務担当のチェックを強化するとともに、全庁的なルール化については、主管部局と対応を検討していく。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>を行う体制の整備と、課内でできない場合には、他部課へ業務の依頼が行えるような全庁的な制度の構築が必要である。</p> <p>③多年度契約による費用の低減化 購入後、保守が必要となる施設や機械を選定する場合には、契約時に次年度以降の保守料も含めた総額で多年度契約を結ぶことで費用の低減化を図るべきである。</p> <p>Ⅲ 貸付金</p> <p>1 高度化資金貸付金</p> <p>①回収不能貸付金の発生防止 年1回の調査では貸付金の動向把握が不十分であるので、最低でも四半期毎の業績報告の入手が必要である。 貸付金の年賦償還を確実なものとするため、償還金の積立方式の導入等について検討す</p>	<p>単年度契約が基本であるが、3年程度の期間の協定の中で、単年度契約を行う方式も可能であり、機械等の撤去・設置の問題が生じるような委託の場合は、数年間経過ごとに、複数業者から選定するなど、契約の内容をよく吟味し、どの方式が費用の低減に有効か判断して契約する。</p> <p>原則として、四半期ごとに貸付先に対する巡回指導（現地調査）を実施し、経営実態の把握に努める。 また、償還金積立方式を一律に導入することは、組合員の事業経営に影響を及ぼすことから、困難であると考えているが、延滞防止のため、</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>べきである。</p> <p>延滞債権については、返済可能者の分だけでも回収し、返済不能者の分については担保物の処分等を行う必要がある。</p> <p>②延滞貸付金の回収 回収の促進を図るため、債権回収マニュアルを整備すべきである。 また、回収業務は専門的知識を要求されるため、経験豊富な人材を新たに採用することや債権回収専門会社（サービサー）への委託も考慮すべきである。</p>	<p>償還金を織り込んだ資金繰り計画の樹立・励行について指導する。</p> <p>なお、倒産した組合員に係る担保物件については、新規組合員への承継や賃貸等が不可能となった場合に、処分を検討する。（平成 16 年 6 月 28 日付け）</p> <p>貸付金の経営状況に応じた巡回指導の充実に努めるとともに、償還金の積立を折り込んだ資金繰り計画の樹立・励行を指導する。</p> <p>また、返済不能者の担保物件の処分については、新規組合員への承継や賃貸等が不可能となった場合には、処分を検討する。（平成 17 年 7 月 11 日付け）</p> <p>作成途上であった債権回収マニュアルは、平成 16 年 3 月に完成した。</p> <p>債権回収に当たっては、顧問弁護士の助言を踏まえて行っているが、債権管理嘱託員の配置や回収委託については、今後、費用対効果を踏まえて対応する。（平成 16 年 6 月 28 日付け）</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>IV 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社</p> <p>1 振興公社機能の強化と、関係諸機関と連携したサービス体制の構築</p> <p>①振興公社（特に相談室）の機能強化 県民が利用しやすい相談関係のスペースを確保し、「相談所」としての形容を整えることによって、サービス機関である振興公社の機能の強化を図るべきである。</p> <p>3 新事業支援事業</p> <p>②有効利用を図るべきテクノエキスパート</p>	<p>債権回収マニュアルは、平成 16 年 3 月に作成した。</p> <p>また、債権管理嘱託員の配置についても、平成 17 年度に配置予定である。（平成 17 年 7 月 11 日付け）</p> <p>公社の機能強化を図るため、平成 16 年度において、中小企業や県民が利用しやすいスペースを確保するための予算措置がされた。</p> <p>相談窓口は相談室も兼ねているが、平成 15</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>現在はつくば研究支援センター内に相談室</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>派遣の相談窓口 県南地区の相談窓口として、つくば研究支援センター内に部屋を賃借し、週2日勤務の嘱託職員が5人で使用している(58.928㎡、家賃月426,735円)ところだが、勤務状況に比して経費をかけすぎである。 なお、平成15年4月からは、35㎡の部屋に移動し、家賃は月231,637円となっている。</p>	<p>年度から部屋面積を縮小し経費の縮減を図るとともに、場所についても1階の相談者が来やすい場所に移転した。</p>	<p>は保有しておらず、「いばらきサロン」経由で相談を受ける体制となっている。</p>
<p>③プロジェクトマネージャー募集広告の積極的な実施 プロジェクトマネージャーの選定に関して、公募に応じて1名をそのまま採用している。応募が1名だけなら応募者本人の資質その他の比較可能性がないといえるため、振興公社は、プロジェクトマネージャー募集に関する広報等を積極的に行うべきである。</p>	<p>平成16年度プロジェクトマネージャーの募集については、従来から行っている公社ホームページに加え、ハローワークを通して募集した結果、18名の応募があった。今後とも、積極的に広報を行っていく。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>④プロジェクトマネージャー出勤実績の確認方法の改善 プロジェクトマネージャーに委嘱した内容が遂行されたか否かを確認して謝金を支払</p>	<p>平成16年度からは、勤務日ごとに業務日報を作成し、出勤実績を記録している。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>うべきであるが、出勤実績簿に本人の記載はなく、出勤日における業務報告書も存在せず、出勤の事実の有無について相談記録日報を確認するしかない状態である。</p> <p>4 知的所有権センター事業</p> <p>①補助対象経費の明確化に係る補助金交付要項の見直し 役員報酬として専務理事の人件費が支出されているが、人件費に専務理事設置費を含むとは要項上明記されていないことから、補助金交付要項の見直しが必要である。</p> <p>②業務遂行確認の適正な事務処理の実施 年度末近くに3種類の印刷物が購入されている。それらの業者の他の請求書・納品書は日付が複写になっておらず、日付が手書きでありその筆跡が同じである。このような疑義が残る書類では、事業が年度末までに遂行されたか確認できない。今後適正な事務処理をすべきである。</p>	<p>県の交付要項に平成16年度から補助対象経費として専務理事設置費が明記された。</p> <p>期限内に納品されているが、事務処理上で疑義が生じることのないよう、適正な事務処理に努める。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>5 情報事業</p> <p>①事業遂行確認の適正な事務処理の実施 事務処理上、請求書・納品書の日付の未記入や、複数業者の請求書の日付が同一である等の事例があり、書類疑義のないよう適切な処理を行うべきである。 さらに、情報化実態調査事業では、情報化実態調査事業では、年度末に送料を支出するなど、種類上、事業の遂行の確認がとれないので、適切な事務所をすべきである。</p> <p>②専務理事設置費に係る補助金交付要項の見直し 職員の設置に要する経費に専務理事設置費を含むとは要項上明記されていないことから、補助金交付要項の見直しが必要である。</p> <p>9 設備資金貸付事業</p> <p>①債権管理受託事業における委託内容の再</p>	<p>期限内に納品あるいは実施されているが、今後は、事務処理上で疑義が生じることのないよう、適切な事務処理に努める。</p> <p>県の交付要項に平成 16 年度から補助対象経費として専務理事設置費が明記された。</p> <p>債務者に対する調査訪問等を強化すること</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>検討と償還免除となる債権範囲の拡大に関する国への働きかけ</p> <p>当委託契約書によれば、納付書の作成や報告書作成等書類の作成が中心であり、延納債権の積極的な回収業務は対象とされていない。</p> <p>平成13年度に比べ平成14年度は回収金額が減少しているため、より積極的な回収が可能となるよう委託内容を再検討する必要がある。</p> <p>県の未収債権のうち徴収が困難なものについては不能欠損処理をすべきであるが、不能欠損処理に当たって問題となる国への償還金について、償還免除の対象となる債権の範囲を広げるよう国に対して働きかけるべきである。</p> <p>②設備資金貸付診断事業費補助金その他補助金への統合の検討</p> <p>貸付に当たり行う事前診断業務や事後助言</p>	<p>により、積極的な回収が可能となるよう、平成16年度から委託契約内容を変更した。</p> <p>また、未収債権のうち徴収が困難なものについては、国の貸付金の部分についても償還免除となるよう国に対して償還免除基準の緩和を働きかけていく。</p> <p>(平成16年6月28日付け)</p> <p>未回収債権のうち徴収が困難なものについて、国の担当部署出席の会議において、国の貸付金の部分についても償還免除となるよう国に対して償還免除基準の緩和を要望した。</p> <p>平成16年11月</p> <p>設備導入資金行政実務運営研究会</p> <p>研究会構成：関東経済産業局、 関東信越静各都県担当課</p> <p>(平成17年7月11日付け)</p> <p>貸付業務に付随する業務であることから平成16年度から産業政策課(旧商工政策課)の補助金に統合した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>業務は、貸付に伴う事務費補助とは別に、県商業流通課から別途補助金（委託金）を受けている。</p> <p>通常、貸付けに伴う診断や助言は、貸付業務に付随する一体不可分な業務であり、貸付業務と区分して単独で行えるものではない。</p> <p>したがって、「設備資金貸付診断事業費補助金」については、県商工政策課が所管する貸付業務にかかる補助金への統合を検討すべきである。</p> <p>③貸付実績に応じた県からの借入金額の適正な設定</p> <p>年度末に未使用額が返金されるとはいえ、年度当初の貸付金額は過大であり、当初貸付金額については貸付実績に応じて適正に設定すべきである。</p> <p>10 設備貸与事業・県単独機械類貸与事業</p> <p>①制度休止の方向での検討</p> <p>設備貸与事業は、設備資金調達力が脆弱な中</p>	<p>これまで年度当初に一括で借入申請していたものを、平成 16 年度から上期・下期に分けて借入申請することとし、下期は上期の貸付実績を考慮して金額を設定する。</p> <p>設備貸与事業については、平成 15 年度をもって休止した。（県単独機械類貸与事業につ</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>小企業に、設備を円滑に導入させることにあった。</p> <p>しかし、中小企業者にも既にある程度の設備が整い、高度成長が見込めない昨今の経済状況を勘案すると、当事業の優位性は減退していると見られる観点から、当該制度は休止の方向で検討すべきである。</p> <p>1 2 振興公社に関する県への指摘事項</p> <p>①基金における県への貸付金運用の必要性 基金事業のうち900,000,000円について、公社は県に対する年利3.41%、10年間保証の貸付金で運用しているが、県が振興公社より借入する必要はなく、通常より高い利率を保証しているのは、差額分だけ振興公社に補助金を支出していると同様である。 補助金は特定の事業等を育成するために公益上必要があるものに限って認められるものであるから、利息補助につき公益性の判断が必要である。</p>	<p>いては、平成14年度に廃止済)</p> <p>(財)茨城県中小企業振興公社は、県全額出資の公益法人であり、その事業の一環として、県内中小企業の技術力の向上等を図るための基金を造成し、その運用益によって各種事業を実施している。</p> <p>この基金の運用方法として、できるだけ有利で安全な運用を行う必要があることから、県への貸付を行っているものである。これにより確保した運用益については、「工業技術振興基金助成事業実施要綱」を制定したうえで、公社の設立目的並びに基金の造成目的に照らし、公益を図る趣旨で企業への助成を实</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
	施している。	

2. 平成 18 年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状

(監査対象 商工労働部)

※監査結果の概要と監査結果に基づく措置 (平成 19 年から平成 20 年まで)

※現状 (平成 26 年度末基準)

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>1 5 普通職業訓練短期課程 (介護サービス科) 訓練業務委託</p> <p>1 1 者随意契約のため、複数の業者と価格競争を実施すべき</p> <p>普通職業訓練短期課程 (介護サービス科) 訓練業務委託について、受託事業者以外の業者では、事業の受け入れができないという事実行為の確認をしていないのに、1 者と随意契約を行っている。</p> <p>このため、複数の業者と価格競争し、委託料の低減を図る必要がある。</p>	<p>平成 19 年度の業務委託から、指名競争入札を実施した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

3. 平成 24 年度包括外部監査結果に基づく措置状況と現状

(監査対象 公益財団法人茨城県中小企業振興公社, 株式会社ひたちなかテクノセンター)

※監査結果の概要と監査結果に基づく措置 (平成 25 年から平成 26 年まで)

※現状 (平成 26 年度末基準)

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>VII 公益財団法人茨城県中小企業振興公社</p> <p>(1) コンプライアンス規定等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p> <p>(2) 出退勤管理 時間外命令簿について承認者の押印漏れが発見されたので、押印漏れが発生しないようチェック体制を構築すべき。</p> <p>(3) 中期経営計画 出資団体は、次期中期 5 年計画を策定し審議待ちの状況であるが、当該中期計画に財務面の数値が盛り込まれていないので、財務面の数値を折り込んだ計画を作成する必要がある。</p>	<p>平成 25 年度中にコンプライアンス関連規程を整備することとし、役職員の研修等を通して、適正な実施に努める。</p> <p>時間外勤務について、その管理を各課長及び事務局次長の二重のチェック体制を構築し、実施していく。</p> <p>平成 25 年 3 月 21 日開催理事会の決定により、財務面の数値を盛り込んだ平成 25 年度から 5 年間の第 2 期中期経営計画を策定した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>(4) 固定資産台帳への計上漏れ 往査時点において取得価額が 10 万円を超えるノートパソコン 2 台について、固定資産台帳への計上漏れが発見されたので、固定資産台帳誤りが発生しないようチェック体制を構築すべき。</p>	<p>記載に誤りが発生しないよう年間を通して計画的な会計職員研修を実施するなど、チェック体制を構築した。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>(5) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年 2 回は監事監査報告を受ける必要がある。</p>	<p>決算に係る監査（5 月）及び事業年度中間（11 月）に係る内部監査を定例化し、監査結果について県に報告させることとした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
<p>(6) 設備近代化資金に係る延滞債権 所管課で管理している設備近代化資金に係る延滞債権残高は平成 24 年 3 月 31 日現在で 144 百万円であるが、貸出先企業のほとんどは倒産や廃業に陥り、かつ連帯債務者の状況も死亡や高齢・行方不明等となっているため、延滞債権の多くは事実上回収不能な状態である。徴収不能と判断している債権につい</p>	<p>徴収不能と判断した債権については、主債務者、連帯保証人及び相続人の資産や収入状況を再度詳細に調査し、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」に該当する債権は債権放棄を実施する。（平成 25 年 8 月 1 日付け） 徴収不能と判断した債権について、主債務</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>ては債権放棄等の必要性について検討する必要がある。</p> <p>(7) 普通預金残高の計上漏れ 平成 23 年度決算書に計上されている普通預金残高合計額に、労働保険料等の出納を中心として利用している口座残高の計上漏れが発見されたので、出資団体名義の口座について網羅的に計上する必要がある。</p>	<p>者、連帯保証人及び相続人の資産や収入状況等を調査した結果、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（総務部行革・分権室，平成 24 年 12 月 19 日施行）に該当する債権の放棄を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年第 1 回茨城県議会定例会：2 件 19,253 千円 ・平成 26 年第 1 回茨城県議会定例会：1 件 3,082 千円 <p>引き続き、徴収不能と判断した債権については、調査のうえ、上記基準に該当する債権は債権放棄を実施していく。（平成 26 年 8 月 7 日付け）</p> <p>平成 25 年 3 月 1 日に当該口座を閉鎖し、全ての口座を網羅的に計上する管理とした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

監査結果の概要	監査結果に基づく措置	包括外部監査人による措置状況の確認
<p>VII 株式会社 ひたちなかテクノセンター</p> <p>(1) コンプライアンス規程等 コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていないので、コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。</p> <p>(2) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項 所管課は、出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。</p>	<p>コンプライアンスの関連規程を平成 25 年度中に整備することとした。</p> <p>出資法人等指導監督基準及び出資法人等指導実施要領に基づき、出資団体において、平成 25 年度から年 2 回（6 月と 12 月）の内部監査を実施し、その結果を県に報告させることとした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p> <p>措置状況を確認した。</p>